

第 24 期 第 25 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年6月22日 開会

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 6 月 2 2 日)

○開催日時 令和 4 年 6 月 2 2 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 2 時 1 0 分

○開催場所 別海町役場 1 階 101・102 大会議室

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 別海推進委員会副委員長の選出について |

○出席委員（25名）

会長 長 27番 小野 榮一
会長職務代理者 26番 信夫 重勝

1番	及市	川川	哲夫	2番	山崎	茂剛
4番	藤加	田藤	義浩	5番	石中	薫子
6番	大中	内村	真敏	7番	嶋芳	友均
8番	羽石	藤健	純光	9番	小加	和敏
10番	内藤	井宏	男一	11番	阿木	賢広
12番	山田	良実	幸雄	13番	押伊	二誠
14番	林竹	花新	吉	15番		
16番				17番		
18番				19番		
21番				22番		
23番				24番		
25番						

○欠席委員（1名）

20番 浦山 宏一

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内山 宏
総務担当	主幹	椋木 直人
農地調整担当	主査	山下 真弘
農地調整担当	主任	志渡 正勝
農地調整担当	主任	川原 浩貴
農地調整担当	主事	齊藤 一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

22番 押田 賢二 23番 林 武雄

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 (印)

議席22番 押 田 賢 二 (印)

議席23番 林 武 雄 (印)

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 25 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 20 番浦山委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。22 番押田委員、23 番林委員。以上 2 名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 1 件ございます。農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。が双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議していただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、XXXXXXXXXX

ー 外 筆、計 m²。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、不成立。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第2号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年4月28日開催第23回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日につきましては、北海道農業会議の意見聴取日であります5月25日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(小野会長)

日程第3 報告第3号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(山下主査)

報告第3号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年4月28日開催の第23回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります5月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

21番山田委員。

○21番 山田委員

契約内容の使用貸借と賃貸借については、賃借料が発生するかしないかの違いだと思いますが、議案に記載されているものについては、播種などの料金は含まない土地のみの賃借料についてという認識でよろしいでしょうか。

○事務局(山下主査)

そのとおりです。

○議長(小野会長)

そのほか、何かご質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年6月10日に現地調査を行いました。報告内容につきまして、第1号については、砂計画高2万780m³に対して出来高2,600m³、土計画高1万4,378m³に対して出来高0m³。第2号については、砂計画高4,241m³に対して出来高500m³。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号及び2号につきまして、10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、6月10日に畠山委員、押田委員、そして事務局で見てまいりました。1号の[]さんですけれども、きれいに整地され播種も行われており、芽も出始めているととても良い状態だと思って見てまいりました。2号の[]さんについては、砂を採った後に整地はされており、引き続き砂を採るということで播種はされておりましたが、問題ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして

質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長(小野会長)

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(山下主査)

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は1件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第6号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は2件の報告がありました。農地法第3条第1項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の報告を受けております。また、そのほかの要件につきましても要件を満たしております。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本件は6件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北五条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成29年12月25日から令和4年10月31日まで。合意解約成立の日、令和4年6月1日。土地の引渡しの時期、令和4年6月1日。解約の理由、合意解約。

次号から6号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和4年2月1日から令和9年1月31日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡し時期、同上。

第3号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、平成31年3月28日から令和6年3月27日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第4号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和3年9月1日から令和13年8月31日。合意解約成立の日、令和4年6月2日。土地の引渡しの時期、令和4年6月3日。

第5号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和2年4月30日から令和7年4月29日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第6号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和2年1月31日から令和7年1月30日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8 番加藤真純委員。

○8 番 加藤真純委員

1号について、あと数か月残しての解約となっていますが、名前が変わるなどの再設定になるのですか。もしそうではないこのような解約の場合、北

海道農業公社の賃料の計算はどのようになっているのですか。

○事務局（川原主任）

さんの案件ですが、法人化して になっておりまして、法人化した際に北海道農業会議との賃貸名義を直していなかったものを法人名義に直すものです。また、名義を変えるとかではなく何らかの理由で賃貸を解約する場合は、新たな引受け相手の方と同じ賃貸料で契約することになります。

○8番 加藤真純委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何かご質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は1件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和4年6月8日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地

の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。３当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第２号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第２号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第２号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第２号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第９ 議案第３号

○議長（小野会長）

日程第９ 議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第１号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、合計 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるものである。貸借期間、令和４年７月３１日から４０年間。

第２号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、

外 名。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である次男に全地使用貸借するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるものである。貸借期間、令和4年7月31日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から令和9年1月31日。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 、計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同文です。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

第6号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、経営の主体である長男に全地贈与するため申請するものである。譲受人は、父より全地贈与を受けるため申請するものである。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円です。

以上、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては7番中洞委員。2号につき

ましては26番信夫代理。3号から5号につきましては13番小島委員。6号及び7号につきましては10番大内委員。

2号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

2号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

それでは2号の案件について説明いたします。譲渡人の名前が11名となっていますが、この土地は地域の牧野として使われていました。近年は利用者が減ってしまって、管理が大変ということで牧野のメンバーの中の2名の方に賃貸をして利用をしてもらっていたのですが、それでもなかなか大変だったことでした。今回の譲受人である[]はもともと牧野のメンバーでして、育成の預託を行っているところです。[]との売買契約が結ばれて、今、土地の利用が再開される場所ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは1号につきまして7番中洞委員説明をお願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。[]さんは親子間で使用貸借をしており、期限到来による再設定を行うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして3号から5号を13番小島委員お願いいたします。

○ 1 3 番 小島委員

はい、説明いたします。3号ですけれども、[]さん、[]さんの親子間の使用貸借が今回切れるため、40年の再設定を行うものです。4号及び5号については、議案第1号で解約されている[]さんの土地になります。今回いろいろな話がありまして[]が[]さんの一部の土地を借りることになりました。また、前回、[]さんが借りていた4町の一部なのですが、それも[]が使うこととなりました。[]さん近くに[]の土地がありまして、そこと交換して利用をしたいということの話になり、このような申請になりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして6号及び7号について、10番大内委員お願いいたします。

○ 1 0 番 大内委員

はい。6号ですけれども育成を中心として経営されているところでございまして、息子さんに全地を贈与するための申請です。7号についてですが、この[]さんの土地は昨年まで[]さんが利用していました。コントラ事業と育成の預託をされていたのですが、営農を中止されまして、そのコントラ事業を[]さんが引き継がれ、その関係で[]さんの土地も[]さんが利用することになり、3条での売買となりました。以上です。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の2号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者

から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]外[]筆、[]m²の内[]m²。契約内容、使用貸借。目的、火山礫採取。計画内容、火山礫採取量[]m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[][]丁目[]番、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、[]m²の内[]m²。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量[]m³。転用基準、区分及び土地利用計画は前号と同じです。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地の[]、[] [] []。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては9番畠山委員、2号につきましては10番大内委員。それでは1号につきまして畠山委員お願いいたします。

○9番 畠山委員

はい、説明いたします。6月10日に大内委員と押田委員と事務局で見てまいりました。本件は、火山礫採取を目的とした新規の転用案件です。場所は[]さんの住宅の裏にある畑で、傾斜や起伏が酷く、今回の火山礫採取で平らになって使いやすい畑になるのではないかと思います。また、同じように傾斜や起伏が酷い畑が東に延びていますが、数年かけてそちらも火山礫採取をして平らにしていく予定とのことです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号について大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい。ここも6月10日に現地を見てまいりました。場所は西別川に隣接しているところでありまして、長年に渡り砂の採取をされているところです。採った後、平らにならされており播種はされていみせんでしたが、また引き続きこの奥を採取する予定とのことで問題ないと見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

（10時50分から11時00分まで休憩）

◎日程第11 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本案は全部で38件ございます。内訳は所有権の移転が16件、利用権の設定が22件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
 。所有権の移転をする土地、 －
 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北五
条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。
所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和
4年6月23日。対価、 円。対価の支払い方法、指
定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年9月30日。引渡しの日、対
価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第5号までの対価の支払い期限、次号から第7号までの所有権の
移転をする者、利用目的、次号から第8号までの当事者間の法律関係、引渡
しの時期、次号から第16号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法に
ついては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
 。所有権の移転をする土地、
 － 外 筆、計 m²。所有権の移転内容、対価、
 円。

第3号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。
所有権の移転をする土地、 － 外 筆、計 m²。所

有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第5号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転内容、対価、[redacted]円。

第6号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転内容、対価、[redacted]円。対価の支払い期限、令和4年10月30日。

第7号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転内容、対価、[redacted]円。対価の支払い期限、同上。

第8号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[redacted]円。対価の支払期限、令和4年11月30日。調整委員、大内委員、及川委員。

第9号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]、[redacted]m²。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転内容、利用目的、採草放牧地として利用。引渡しの時期、令和4年6月23日。当事者間の法律関係、贈与。調整委員、同上。

第10号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]、[redacted]m²。所有権の移転をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[redacted]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年11月30日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、加藤和広委員、大内委員。

次号から第16号までの利用目的、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第11号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]、[redacted]m²。所有権の移転をする者、[redacted]番地の

、。所有権の移転内容、対価、円。調整委員、加藤和広委員、信夫代理。

第12号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転内容、対価、円。調整委員、同上。

第13号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転内容、対価、円。調整委員、同上。

第14号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転内容、対価、円。調整委員、石毛委員、信夫代理。

第15号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転内容、対価、円。調整委員、同上。

第16号、所有権の移転を受ける者、番地、。所有権の移転をする土地、－外筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転の内容、対価、円。調整委員、信夫代理、加藤和広委員。

続いて、利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、－外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、札幌市中央区北五条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和4年6月23日。終期、令和4年10月31日。借賃、年間円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、山田委員、山崎委員。

次号から第22号までの利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、－外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年7月1日。終期、

令和9年6月30日。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

次号から第22号までの借賃の支払い方法は同文ですので朗読を省略いたします。

第3号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。始期、同上。終期、同上。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。調整委員、同上。

第4号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇 番地 〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、内容、同上。始期、令和4年6月23日。終期、令和14年6月22日。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。調整委員、林委員、藤田委員。

次号から第22号までの始期については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権の設定をする土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇〇 番地、〇〇〇〇。設定する利用権、内容、採草放牧地として利用。終期、令和9年6月22日。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。調整委員、林委員、藤井委員。

第6号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇 番地 〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、同上。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。調整委員、同上。

第7号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、内容、同上。終期、令和9年1月31日。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。調整委員、小島委員、押田委員。

第8号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和14年6月22日。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。調整委員、同上。

第9号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇〇 一 〇〇 外 〇〇 筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、内容、同上。終期、令和5年6月22日。借賃、年間 〇〇〇〇〇〇 円。

円。調整委員、加藤真純委員、内藤委員。

第10号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、同上。借賃、年間円。調整委員、同上。

第11号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。内容、同上。終期、同上。借賃、年間円。調整委員、同上。

第12号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和13年6月22日。借賃、年間円。調整委員、大内委員、及川委員。

第13号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和7年4月29日。借賃、年間円。調整委員、同上。

第14号、利用権の設定を受ける者、番地、。利用権を設定する土地、ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地、。設定する利用権、内容、同上。終期、令和9年6月22日。借賃、1年目円、2年目以降円。調整委員、同上。

次号から第20号までの終期については同文ですので朗読を省略します。

第15号、利用権の設定をする者、番地の、。利用権を設定する土地、ー外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間円。調整委員、木幡委員、大内委員。

次号から第19号までの内容、次号から第20号までの利用権の設定をする者、調整委員については同文ですので朗読を省略します。

第16号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を設定する土地、ー、 m^2 。設定する利用権、借賃、年間円。

第17号、利用権の設定を受ける者、番地の、。

。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。設定する利用権、借賃、年間
円。

第18号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。設定する利用権、借賃、年間
円。

第19号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。
設定する利用権、借賃、年間
円。

第20号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。
設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間
円。

第21号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外
筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番
地の、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和7
年6月22日。借賃、1年目
円、2年目以降
円。調整委員、信夫代理、石毛委員。

第22号、利用権の設定を受ける者、番地、
。利用権を設定する土地、

外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草
放牧地として利用。終期、令和9年6月22日。借賃、年間
円。調整
委員、同上。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から第7号につきましては北海道農業公社の買戻案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権移転の8号及び9号につきましては10番大内委員。10号につきましては26番信夫代理。11号から13号につきましては15番加藤和広委員。14号及び15号につきましては5番石毛委員。16号につきましては26番信夫代理。利用権設定の1号につきましては2番山崎委員。2号及び3号につきましては21番山田委員、4号につきましては6番藤田委員。5号につきましては23番林委員。6号につきましては18番藤井委員。7号及び8号につきましては13番小島委員。9号から11号につきましては8番加藤真純委員。12号及び13号につきましては10番大内委員。14号につきましては1番及川委員。15号から20号につきましては19番木

幡委員。21号及び22号につきましては26番信夫代理。

所有権移転の5号につきましては[]の案件になりますので、[]委員については農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の所有権の移転の5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の所有権の移転の5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

所有権の移転の11号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、利用権の設定の11号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この畑は10年間賃貸していたところなのですが、今回売りたいということで隣接している[]が取得することになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の所有権の移転の11号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の所有権の移転の11号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

所有権の移転の12号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、所有権の移転の12号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。[]さんの畑ですけれどもここも同じく10年間賃貸していたのですが、売りたいということですずっと借りていた[]さんがそのまま取得することになりましたのでよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の所有権の移転の12号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の所有権の移転の12号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

所有権の移転の14号及び15号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議

規則第 14 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(〇番 〇委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、所有権の移転の 14 号及び 15 号につきまして 5 番石毛委員お願いいたします。

○5 番 石毛委員

はい、説明いたします。大成地区の 〇さんがこの春に休農されたことに伴いまして、その農地の大半を 〇さんが取得するという方向で決定しております。それに伴いまして、〇さんは離れた土地を多数持っておりまして、少し手放したいという話を受けました。それで 〇さんの畑に隣接しております 〇さんが離れ地を取得するものです。〇さんというのは 〇さんの親で、そちらの畑も 〇さんに取得してもらうということで決まりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第 5 号の所有権の移転の 14 号及び 15 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 5 号の所有権の移転の 14 号及び 15 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 〇委員に対する議事参与制限を解除します。

(〇番 〇委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

利用権の設定の 18 号につきましては 〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(〇番 〇委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、利用権の設定の 18 号につきまして 19 番木幡委員お願いいたします。

○19 番 木幡委員

説明いたします。〇さんが休農するということで 〇さんに賃貸する案件になりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の利用権の設定の18号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の利用権の設定の18号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは、所有権の移転の8号及び9号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、説明いたします。第8号については、これは議案第1号で解約された土地の一部分であります。さんは長年に渡りさんの土地を賃貸で使われていたのですが、今回この土地をさんが売ることになりましたのでよろしくお願いします。

9号についてですが、これは8号とは別の畑でして、道路を挟んでさんとさんの土地が向かい合っているのですが、カーブのところで道路の改良工事の際にさんの土地の一部がさん側にさんの畑と分かれる形で残っております。そこを贈与することになりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、所有権の移転の10号及び13号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。10号のさんですが、一人で御実家近くで搾乳していましたが体調を考えて今回規模縮小するために飛び地を出したいということで、隣接しているさんが取得することになりましたのでよろしくお願いします。

13号ですが、さんはの構成員でこれまでさんが借りていたのですが、さんが隣接地を増産することになったので飛び地であるさんの畑を出すということで

さんが取得することになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、16号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

説明いたします。■さんは搾乳に変更して続けられているのですが、土地と施設のバランスを取るため、一部売却したいということで調整に当たりました。■さんは中標津の牧場ですが、土地的には■さんの畑と隣接しておりまして、地域内で調整したところ、地域内では取り手が見つからなかったので■さんに取得してもらうことになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の設定の1号につきまして2番山崎委員お願いいたします。

○2番 山崎委員

はい。議案第1号と関連しております。手続き上の整理に伴う利用権の設定になります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号及び3号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

説明いたします。■さんは40年前から■さんと■さんに賃貸しています。■さんは昨年より■さんの経営を継承しています。■さんには母親が存命中は土地を売却しないとの兄弟間での約束があり、今回も前回と同様の内容でさらに個人間の賃貸となりますが、10日ほど前にその母親が亡くなりました。落ち着いた頃に売却となりますがよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号につきまして6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい。4号の■さんと■さんの賃貸についてですが、先程解約になりました土地も含めて■さんの法人化による再設定になりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、先に6号につきまして18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

ご説明いたします。■さんはもう何十年も前から営農しておらず、それを■さんが20年以上前から借りて使っていたのですが、今回、最初は売却したいという話があって土地の評価もしたのですが、途中から変わって賃貸でお願いしたいということになりました。それで売却の話のときに隣接していたということで■さんの名前も出たわけです。■さんはそのまま今までどおり賃貸で畑を使うということになり

ました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、5号につきまして23番林委員お願いいたします。

○23番 林委員

はい。当初売買するということで農業委員で調整に動きまして、[]さんがその隣接地に畑をもっておりましたので、[]さんが使っていただけるということになり、その後売買ではなく賃貸でお願いしたいという話になって賃貸することになりました。

○議長（小野会長）

続きまして、7号及び8号につきまして13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。7号なのですが、先程議案第1号で一度解約した土地の一部を[]さんが5年間借りるという内容です。

8号についてですが、[]くんのお父さんの名義の土地が[]さんの土地の近くにあるということで、お父さんの年金の関係もありまして、隣接している[]さん、[]さんに確認したところ、今のところ利用する計画はないということで、10年で[]さんが借りる内容です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、9号から11号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。元農業委員である[]さんがこの度搾乳を中止されたことによりまして、近隣の[]さん、[]さん、[]さんに賃貸する運びとなったものであります。また、来年、農地売買等事業に乗りまして、その後この3名が取得する予定になっております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、12号及び13号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

12号ですけれども、[]さんと[]さん大体同じような面積をお互い自分の近い方に交換するということをいたしまして、所有権の登記が完了しましたので、[]さん名義になった土地を[]さんがまた賃貸するという案件であります。

13号ですけれども、これは議案第1号で解約した土地、そして先程[]さんが[]さんから買った土地の余りの部分をまた賃貸するということになりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、14号につきまして1番及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

はい、説明します。〇〇さんは〇〇さんの隣接地は持っていないのですが、今回、〇〇さんのほぼ全地を借りていただくことになりました。隣接地を持っている農家との調整もついております。1年目と2年目の借賃の金額が違うのですが、草がないところがありまして、それで1年目は減らして、〇〇さんがそこに種をまくと言っていますのでこのように借賃に違いが出ております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、15号から17号、19号及び20号を19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

説明いたします。先程、18号で説明したとおり、〇〇さんの休農に伴いまして近隣の5件に賃貸する案件ですので、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、21号及び22号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

21号の〇〇さんの案件ですが、〇〇さんは昨年搾乳中止いたしましたので、今回〇〇の方に賃貸していただくという案件です。〇〇の構成員の方々に〇〇さんと隣接している方々も多く、これだけの面積を活用していただけるとなると〇〇かなということで調整しました。また、1年目と2年目の賃料の違いですが、デントコーンの後だった畑で去年の秋に〇〇さんの方で播種したのですが、約1町分裸地になっていまして、その裸地の処理を〇〇の方で種まきを今年の春にしたということも含めて本年度については差をつけて調整しました。

次に22号の〇〇さんですが、〇〇さんはこの春に搾乳を中止いたしました。〇〇さんの場所も〇〇としては端っこの位置にありまして、近隣の方に地区内で調整したのですが利用の予定はないということから、隣の地区になります〇〇地区にある近隣の〇〇さんの方で賃借してくれるということで調整いたしました。また、〇〇さんからは、できれば将来取得したいという意向も聞いております。以上です、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番[]号、[]。

第2号、所在、[]—[]、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第4号、所在、[]—[]、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]、[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては16番内藤委員、2号から4号につきましては22番押田委員。

それでは、1号につきまして16番内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、説明いたします。[]さんの畑ですが、約15町の畑がありますが、既に他界している両親が営農していた頃から40年近く経過する土地で、地目も変更したいと申し出があり、5月12日に中春別班全員で現地を見てまいりました。40年も手を加えていないのであちこちに木々が生い茂っていきまして、まさに原野として確認してきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号から4号を押田委員お願いします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。2号の[]さんの土地なのですが、ここは息子である[]さんが建てた住宅がありまして、その隣に増設という形で家を

建てるというところの増設する部分に付帯しまして道路から住宅への進入路に当たる場所になります。問題ないと見てきました。

3号、4号なのですが、この土地は[]を建てる時に、一度地目変更はしているのですが、この度[]さんが名義を変更するということで、今度は公簿地目の変更ということで見てまいりました。元々[]がありますので問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第13 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第13 議案第7号「別海推進委員会副委員長の選出について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（内山事務局長）

議案第7号、別海推進委員会副委員長の選出について。令和4年5月31日付で別海推進委員会副委員長が農業委員会委員を辞任したことに伴い、別海町農業委員会推進委員会設置要綱第4条第2項の規定により、新たに別海推進委員会副委員長を互選する。任期については、令和4年6月22日から令和5年7月19日までとなります。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件については、別海推進委員会で互選をお願いしたいと思います。

○21番 山田委員

はい。副委員長の互選については、前回総会のあと別海推進委員会で話し合いまして、13番小島委員に副委員長をお願いすることになりました。よ

ろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは、別海推進委員会の副委員長は13番小島委員に決定してよろしいでしょうか。

○委員

（了承の声あり）

○議長（会長）

それでは、小島委員に決定しますのでよろしくお願いします。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第25回総会を閉会します。